

第 2 次富士見市環境基本計画について

1. 富士見市環境基本計画

「富士見市環境基本計画」は、平成 12 年の「環境にやさしい都市宣言」を受けて制定された「富士見市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進しつつ、社会情勢や環境ニーズなど、日々変化する様々な環境課題を解消するために策定したものです。

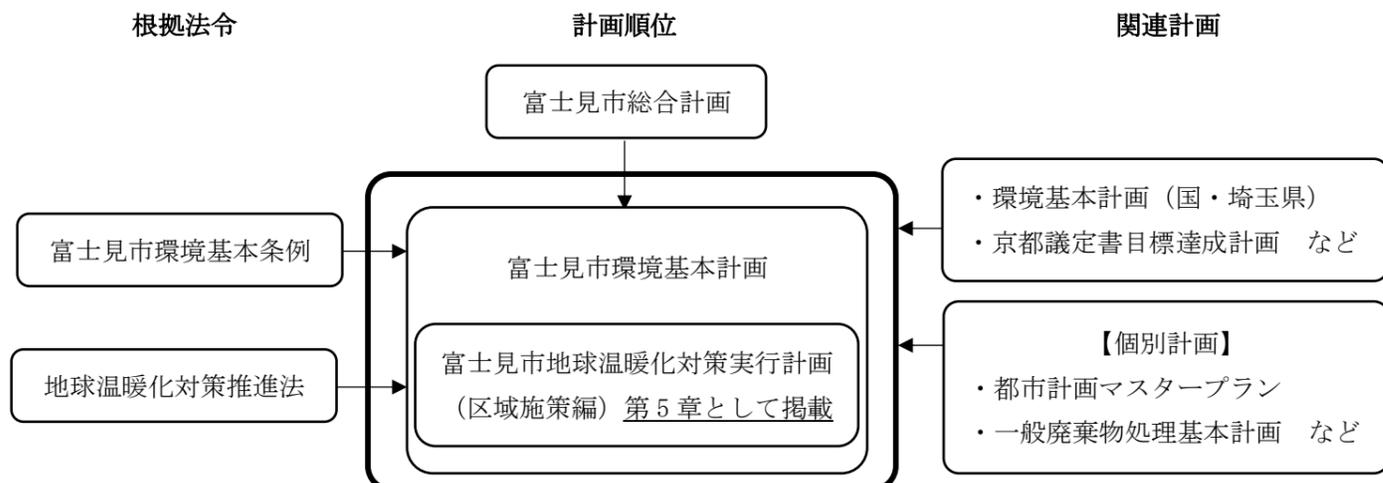
なお、地球温暖化の防止に向けた取組は、これまでの環境施策との結びつきが強く、また、後世に持続可能な社会・地球環境を守るということに繋がることから、平成 25 年の「第 2 次富士見市環境基本計画」において、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下「区域施策編」という。）を単独章として追加しています。

【参考】環境基本計画策定状況等

年月	富士見市	国・埼玉県
平成 12 年 4 月 平成 13 年 12 月	環境にやさしい都市宣言 富士見市環境基本条例制定	平成 6 年 環境基本計画策定（国） 平成 8 年 埼玉県環境基本計画策定 平成 12 年 第 2 次環境基本計画策定（国） 平成 13 年 第 2 次埼玉県環境基本計画 平成 14 年 土壌汚染対策法公布
平成 15 年 3 月	富士見市環境基本計画（第 1 次計画）策定	平成 17 年 京都議定書発効 平成 18 年 第 3 次環境基本計画策定（国） 平成 19 年 第 3 次埼玉県環境基本計画策定
平成 20 年 3 月	第 1 次計画中間見直し	平成 20 年 地球温暖化対策推進法・省エネ法改正 平成 23 年 東日本大震災 平成 24 年 第 4 次環境基本計画策定（国） " 第 4 次埼玉県環境基本計画策定
平成 25 年 3 月 平成 30 年 3 月	第 2 次富士見市環境基本計画策定 第 2 次計画中間見直し予定	

2. 環境基本計画の位置づけ

富士見市環境基本計画（以下「現行計画」という。）は、すべての計画の上位計画として位置づけられる「富士見市総合計画」に即するとともに、関連計画等と連携を図りながら、環境分野に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけています。



3. 計画期間

現行計画は、平成 25 年 4 月（平成 25 年度）から平成 35 年 3 月（平成 34 年度）までの 10 年間を計画期間とし、今年度の平成 29 年度は、策定後 5 年目の見直し実施時期となっています。

計画	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
総合計画	第 5 次基本構想（10 か年）										第 6 次		
環境基本計画	第 1 次		第 2 次					見直し					
区域施策編			※区域施策編（第 5 章）										

4. 施策体系

望ましい環境像	いのち豊かな里・湧き水のまち 富士見	
環境目標（基本目標）	1. 自然と共生するまちを目指します。【良好で持続可能な環境の社会構築】 2. 快適な生活を送れるまちを目指します。【快適で安全安心な生活環境の社会構築】 3. まちぐるみで地球温暖化の防止を目指します。【低炭素社会・循環型社会の構築】 4. みんなで学び、行動するまちを目指します。【協働社会の構築】	
基本方針	施策方針	取組内容（抜粋）
生き物を守り育てよう	緑の保全 生態系の保全 外来種対策の推進	保存樹木・保存樹林の保全 動植物生息生育地の確保 外来生物防除
里地里山を守り育てよう	生物多様性の保全 環境配慮型農業の推進 地産地消の推進 有害鳥獣対策の促進	既存ビオトープの維持管理 優良農業の県制度の推進 地元農産物の導入
水を大切にしよう	水辺環境の保全と活用 湧き水の保全と啓発 生活排水処理対策の促進	河川敷の清掃活動 湧き水マップの作成・啓発 公共用水域の水質調査
快適な生活空間を創ろう	公園・緑地の整備 自然災害対策の推進 景勝地・文化財の保全 きれいなまちづくりの推進 不法投棄対策の強化	市民・事業者参加型の公園維持管理 防災訓練の実施 街路樹の地域に適した樹種の植樹 違法屋外広告物等の対策強化
健全な生活を送ろう	身近な生活環境の保全 有害化学物質対策の促進 安全・安心なまちづくりの推進	雨水浸透施設の普及推進 国・県等との連携 安全・安心なインフラ整備 空間放射線量の調査
資源を大切にしよう	省エネルギーの推進 再生可能エネルギーの活用	低公害車の導入推進 再生可能エネルギー機器の導入支援
緑を増やそう	壁面・屋上緑化の推進 社寺林・斜面林・緑地の保全	花いっぱい運動の実施 社寺林・歴史文化資源の保全
ごみを減らそう	4R の推進 生ごみの水切り・堆肥化の推進 エコライフの推進	4R の推進 生ごみの水切りによるごみ減量化 グリーンコンシューマーの育成・推進
環境にやさしいまちづくりを進めよう	環境配慮型自動車・運転の推進 スマートムーブの推進	公用車の低公害車導入 公共交通機関等利用の呼びかけ
みんなで力を合わせて行動しよう	環境保全活動の活性化 市民・事業者参加の普及・啓発 地域連携の推進と情報交換	富士見クリーンアップ運動の啓発 富士見市環境施策推進市民会議との連携強化・情報交換
環境について学ぼう・話し合おう	環境リーダー育成の整備 環境教育の場の整備	環境講座・出前講座の開催 市民人材バンクの利用推進
みんなで計画を実行し、評価しよう	具体的な目標の設定 市民・事業者・行政連携の推進	年次報告書「富士見市の環境」の作成・公表

5. 区域施策編の概要

対象温室効果ガス (6種類)	二酸化炭素 メタン 一酸化二窒素 ハイドロフルオロカーボン パーフルオロカーボン 六フッ化硫黄
温室効果ガス排出量現況推計	469,902t-CO ₂ (平成 22 年度)
削減目標	平成 34 年度▲11.4% (基準年度：平成 22 年度) ※中間目標：平成 29 年度▲6.8%
本市の特徴	民生部門・運輸部門からの温室効果ガス排出量が多い
削減に向けた取り組み	地球温暖化防止に向けた取り組み (緩和策) 温室効果ガスを減らすこと→ 節電・節水などの省エネルギー ごみの減量による焼却処理量の削減 太陽光発電システムなどエネルギーの代替 エコドライブや公共交通機関利用の促進 二酸化炭素吸収を増やすこと→ 植林による二酸化炭素吸収 地球温暖化の影響に対応する取り組み (適応策) 猛暑日・熱帯夜の増加→ 熱中症にならない程度の適切な室温管理 よしずや緑化などによる緩和 多雨・少雨の二極化→ 気候変動に強い農作物の開発 水の再生利用や有効活用の研究 集中豪雨の増加・海面上昇→ 堤防強化などインフラ整備 動植物の保全措置 人の健康被害の増加→ 熱中症対策 感染症対策 動植物への被害の増加→ 動植物の生息・生育環境把握 動植物の保全措置

6. 進捗管理

富士見市環境施策推進市民会議	取組状況の点検・評価
富士見市環境審議会	環境の保全・創造に関する事項の審議及び市長への提言
富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会	庁内の総合的な調整、年次報告書 (富士見市の環境) の作成・公表
行政 (担当課)	取組状況の検証・改善、国・県等との連携・情報交換

